

案

「練馬区における幼保小連携の
推進について」（改定素案）

（仮称）練馬区幼保小連携推進方針

令和5年（2023年） 月

練馬区教育委員会

目次

I	(仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方	1
1	方針策定の趣旨	
2	方針の位置付け	
II	幼保小連携・接続が求められる背景	2
III	幼保小連携・接続の推進の経緯(国の動き)	3
IV	区の幼保小連携・接続の推進に係る取組	3
1	練馬区幼保小連携推進協議会の設置	
2	推進のための事業	
(1)	研修会	
(2)	幼稚園・保育所・小学校における事業	
(3)	情報共有の促進	
(4)	家庭への支援	
V	主な成果と課題	6
1	令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査	
2	主な成果	
3	課題	
VI	今後の取組	8
1	交流から連携の充実・そして接続へ	
2	家庭教育支援の充実	
○	幼保小連携の全体イメージ	10
○	資料1 練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱	11
	資料2 令和4年度練馬区幼保小連携推進協議会委員および調査員名簿	13
	資料3 幼保小連携推進研修会	14
	資料4 幼稚園・保育所と小学校との懇談会	18
	資料5 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査抜粋版	24

<本書の中の用語>

実態調査・・・ 「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」

小学校・・・・・・ 区立小学校

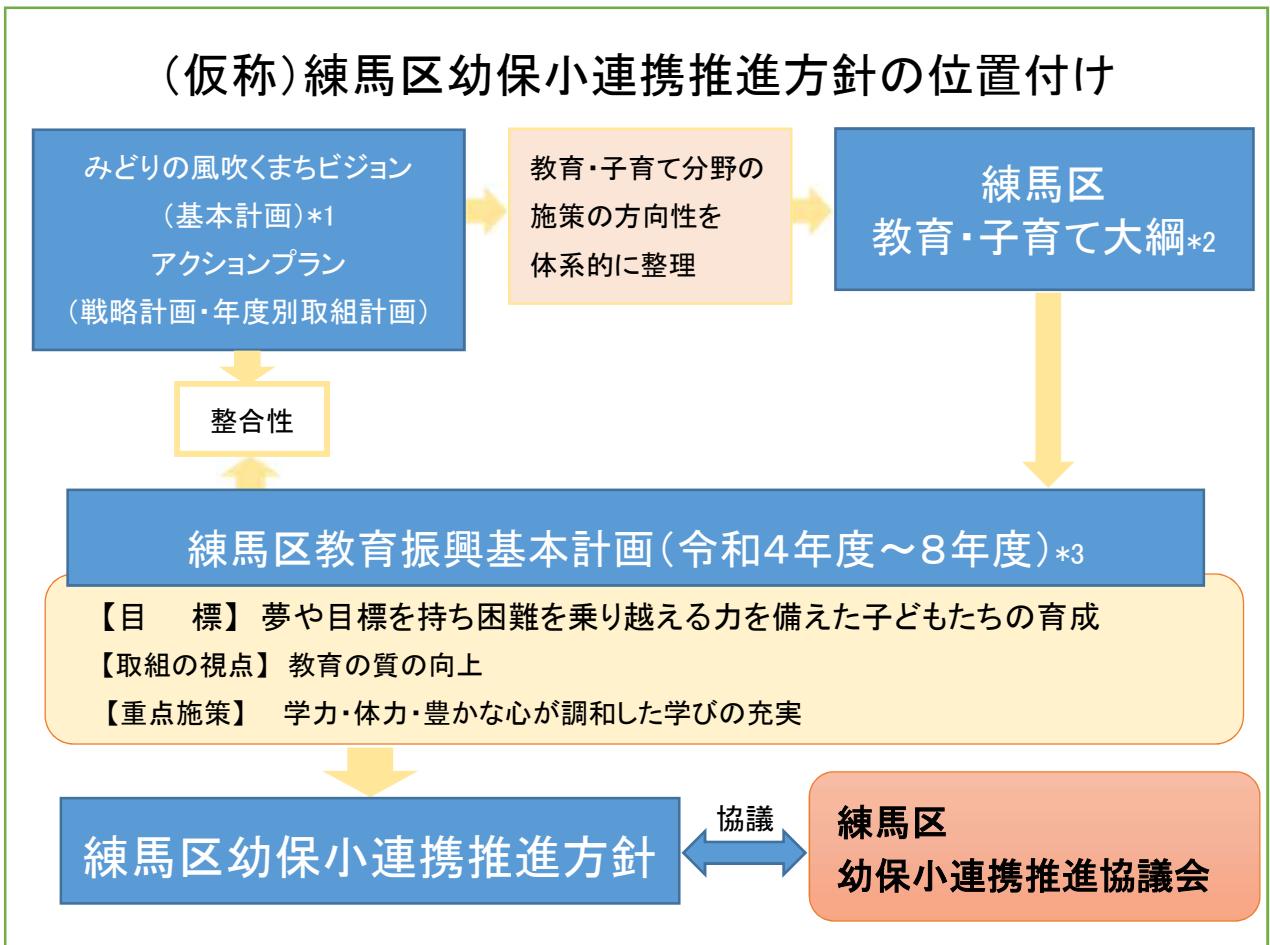
I (仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方

1 方針策定の趣旨

次代を担う子どもが夢や目標をもち、困難を乗り越え、自らの未来を力強く切り開きながら健やかに成長するためには、教育・保育の環境をこれまで以上に充実させていくとともに、家庭や地域の人々、行政が十分に協力・連携して、社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みを作っていくことが大切です。

本方針は、区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「練馬区教育・子育て大綱」と「練馬区教育振興基本計画」に基づき作成するものです。これまでの幼保小連携に係る様々な取組の実績や、文部科学省の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」による報告および「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」の結果を踏まえ、平成28年に策定した「練馬区における幼保小連携の推進について」を改定し、一層の幼保小連携を進め、円滑な接続ができるよう、新たな幼保小連携の推進方針を示します。

2 方針の位置付け



- *1 平成 27 年 3 月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。平成 31 年 3 月には、新たな総合計画である「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱の一つとして掲げている。
- *2 平成27年 4 月に「地方教育行政の組織および運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められた。区では、平成28年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定し、さらに令和 3 年 3 月大綱を改定した。大綱では、「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示している。
- *3 教育振興基本計画は、「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」の教育分野に関連した個別計画であり、改定した「練馬区教育・子育て大綱」の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示している。

II 幼保小連携・接続が求められる背景

幼児期の教育は、教育基本法において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされています。また、学校教育の始まりとして幼児教育施設では、義務教育およびその後の教育の基礎を培うことを目的としています。

一方で、幼児教育の質に関する認識は、社会的に共有されているとは言い難く、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されることがあります。幼児期は、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりして、様々なことを学んでいくという特性を幼稚園、保育所、小学校、家庭、地域全体で共有することが重要です。

さらに、幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性の基に、幼児教育の質的向上および小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要です。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進にあたり、幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていくため、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を手掛かりに、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が子どもの成長を共有するなどの連携を図るとともに、幼児と児童の交流だけでなく、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有し、それぞれの教育内容や方法に活かしていくことが求められています。

III 幼保小連携・接続の推進の経緯（国の動き）

平成29年3月、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領が同時改訂（改定）され、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化など、子どもの成長を支える手掛かりが共通に整理されました。あわせて幼児教育施設と小学校との円滑な接続が重視されています。

令和3年1月、中央教育審議会では、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』の答申をまとめ、幼児教育の内容・方法の改善・充実の一つに小学校教育との円滑な接続の推進を位置付けています。

令和3年7月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されました。義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期です。このため、文部科学省では、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指し、令和4年3月、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」と「参考資料（初版）」を作成し、全国的な架け橋期の教育の充実を推進しています。

IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組

1 練馬区幼保小連携推進協議会の設置（資料1、2）

平成24年5月、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方を協議し、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育の充実に向けて連携して取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下、「協議会」と言います。）を設置しました。

それぞれの関係者が集まり、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うために、どのように関係性を作っていくか継続的に協議しています。これまでに、関係者が情報を共有することで、特別な配慮を必要とする子どもへの支援など様々な課題への認識の深まりが見られるとともに、研修会や懇談会等の機会を通して、相互の立場や状況について理解が進んでいます。

平成28年5月、協議会と協議を重ね、練馬区の幼保小連携の推進の取組をより一層発展させることで幼児教育・保育が小学校教育に円滑に接続できるよう、羅針盤の役割を果たすものとして「練馬区における幼保小連携の推進について」を策定しました。また、平成30年6月には、協議会の協力のもと、幼児教育・保

育、小学校教育に携わる教員、保育士が、乳幼児期・接続期の子どもの理解を深め、継続的な支援・指導を行い、円滑な接続を目指すことができるよう、「ねりま接続期プログラム～子どもの育ちと学びをつなぐ～」を作成しました。幼稚園、保育所では指導計画を作成・実施する際、小学校においては、スタートカリキュラム等を作成・実施する際に活用しています。

2 推進のための事業

現在区では、幼稚園・保育所と小学校の連携・接続を推進するため、次の事業を行っています。

(1) 研修会

① 幼保小連携研修会（資料3）

幼児期から児童期における現状や課題、幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について相互理解を深めるとともに、練馬区の幼保小連携の方向性について共通理解を図ることを目的として、地区別、対象者別（園長・校長向けおよび5歳児担任、小学校1年生担任向け）に実施しています。

この研修では、有識者等の講演後に、近隣施設のグループに分かれて意見交換を行っており、交流機会の役割も担っています。令和3年度からは、幼稚園・保育所・小学校の園長・校長向け研修の有識者等による講演を動画で配信し、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士も受講できる環境を提供しています。

② 幼児教育研修会

小学校や幼稚園の教員を対象に年間3回計画し、小学校授業参観や幼稚園研究保育、実技研修を実施しています。幼児教育に対する基本的な考え方や指導・援助のあり方について研修を深め、幼小の教員の資質向上を図っています。

(2) 幼稚園・保育所・小学校における事業

① 懇談会（資料4）

幼稚園・保育所・小学校の関係者が情報交換および情報提供を行うことにより、相互理解を図り、子どもの成長と発達を見通した援助および指導につなげていくことを目的として実施しています。区内を8ブロックに分け、毎年、各地区の小学校1校が開催校となり、小学校と近隣の幼稚園・保育所の校長、園長などが参加し、授業参観、交流を行っています。就学前教育と小学校教育についての理解を深める機会等となり、園児・児童の指導に活用しています。

② 園児と児童の交流活動

小学校とその近隣の幼稚園・保育所の児童、園児による交流事業を行っています。「園児と児童が一緒に遊ぶ」、「授業の見学」による交流を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および3年度は、児童と園児が対面で行う直接交流は一時的に減少しました。直接交流ができない状況においては、児童から園児へ手紙を送ることやICTを活用したWeb会議システム等による間接的な交流を実施しています。

(3) 情報共有の促進

① 「ねりま幼保小連携だより」の発行

幼稚園・保育所・小学校が実践した交流・連携事例やスタートカリキュラムの事例紹介を中心に幼保小連携に関わる情報を提供するため、区内の幼稚園・保育所・小学校へ配布しています。

② 小学校の行事等一覧表および施設名簿等、参考資料の提供

小学校の学校公開や運動会等の行事一覧、連絡先一覧を作成し、練馬区内の幼稚園・保育所および小学校に配布しています。小学校見学や保護者の方への情報提供等に活用しています。

(4) 家庭への支援

保護者向けリーフレットの配布や幼稚園・保育所・学校において実施する保護者・幼児等向け事業を通して、幼児期に大切にしたいことや幼児教育の理解啓発、家庭教育支援、就学に向けての不安軽減に役立つ情報提供等を行っています。

① リーフレットの配布

小学校の様子や子育て相談などの支援制度等を周知し、小学校への入学を控えた子どもや保護者の不安軽減につなげることを目的に、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生～親子で一緒に入学準備～」を区内の幼稚園・保育所、各区民事務所窓口等を通じて配布しています。

区立小学校へ入学を予定している外国籍児童・保護者向けに、「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」を区ホームページへ掲載しています。区立小学校での生活、入学前に準備するもの、給食などについて書いてあります。やさしい日本語、英語、中国語、韓国語の4種類があります。

② 幼稚園・保育所・小学校による幼児・保護者への支援

- ・地域の乳幼児や保護者（未就園児とその保護者を含む）を対象とし、園庭開放、交流の実施

（区立幼稚園の地域開放事業、区立保育所の地域交流事業など）

- ・園児と未就園児との交流

- ・OB 保護者との交流、子育てのアドバイスの機会や場の提供
- ・学校公開
- ・学校だより、幼稚園だより、保育所だより、行事案内等の配布

V 主な成果と課題

1 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査（資料5 抜粋版）

区における幼保小連携の取組の実績、関係者の意識などについて現状を把握し、「練馬区における幼保小連携の推進について」等改定の検討資料とするため、調査を実施しました。

- ・調査期間 令和4年9月～10月
- ・調査対象 区内幼稚園・保育所、区立小学校
- ・調査方法 アンケート方式（Web調査）

2 主な成果

- 研修会や懇談会は、幼稚園、保育所、小学校の教員、保育士がそれぞれの教育内容の理解を深め、幼児期の教育と小学校以降の教育とを円滑につなぐ必要性を認識し、幼保小連携の重要性について理解の一助となっています。また、小学校の教員、保育士が交流できる貴重な機会になっています。*1
- 園児と児童の交流活動は、交流活動を実施したことにより、園児は「小学校への期待が高まり、入学への不安が解消された、安心感を持った」、児童は「年長者としての意識が高まった」など良い効果をもたらしています。教員、保育士においては、交流活動を実施するにあたり、幼児期の教育と学校教育に対して相互理解を深めています。*2
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症流行前に実施していた園児と児童の交流活動ができない状況であっても、間接的な交流の実施が図られています。*3
- 保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生～親子で一緒に入学準備～」は、区内の幼稚園、保育所の5歳児保護者へ配布するほか、各区民事務所などで配布し、保護者や園児の就学への不安軽減につなげています。

*1 「実態調査」において「幼保小連携の取組は今後さらに重要だと思いますか」という設問に対し、「そう思う」と回答した割合…幼稚園、保育所84%、小学校66%

*2 「実態調査」において「園児と小学校の児童の交流活動を実施したことにより、成果・効果があったと考える点を教えてください」という設問（自由記述）に対し、幼稚園、保育所の54%が「園児の小学校入学への不安が減り、期待が高まっ

た。」と回答した。また、小学校の62%が「次年度に向けて上学年としての責任感を育むことができた。」と回答した。

- *3 「実態調査」において「令和3年度中に実施した園児と小学校の児童の交流活動」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、「児童が書いた手紙や手作りのものを小学校教員から預かり、園児に渡す（小学校教員などが園に届ける）」など間接交流を実施した。

3 課題

- 令和3年度、幼稚園、保育所と小学校との交流は、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら約半数の小学校で行われました。交流後の振り返りや幼稚園、保育所における育ちと学びをつなぐための視点で教育の内容や方法に関する理解の共有、連携を行っている施設は少数でした。*4
- 多くの小学校において幼保小連携の重要性の理解は進んでいますが、令和3年度にスタートカリキュラムの編成、実施をしている学校は全小学校の6割でした。また、幼保小連携に係る取組全般において、教育委員会に取り組んでほしいこととして、全小学校の約5割が「スタートカリキュラムの編成、実施のための事例紹介、支援」を希望しました。*5
- 幼稚園、保育所と小学校が協働しての5歳児の指導計画や1年生のスタートカリキュラムの編成・実施はほとんど未実施であり、それぞれの教育内容の共有、深化までは行われていません。*6

*4 「実態調査」において「令和3年度中に幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携に取り組んだ施設」のうち、「取組実施後の振り返り」を行った施設の割合…5%

*5 「実態調査」において「貴校において、スタートカリキュラムを編成、実施していますか。」の設問に対し、「はい」と回答した小学校の割合…60%
また、「幼保小連携に係る取組全般について、円滑に実施するために教育委員会に取り組んでほしいこと」の設問（複数回答）の設問に対し、「スタートカリキュラム編成、実施のための事例紹介、支援」と回答した小学校の割合…52%

*6 「実態調査」において「園（小学校）と協働して、園での育ちや学びを意識した指導計画等の編成」を行った施設の割合…1%

VI 今後の取組

1 交流から連携の充実・そして接続へ

現在、幼稚園、保育所、小学校の状況に応じて実施されている交流活動は、

下表「1 情報交換」から「2 交流段階」に該当します。交流活動を単発の行事で終わらせず、さらに互惠性による連携へと発展させ、定着させていくために、必要な環境を整えていきます。

- 義務教育開始前の5歳児から小学校1年生（「架け橋期」）を一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、子どもの特性に応じ、発達の段階や学びの連続性をふまえ、教育方法を工夫したカリキュラムを作成、実施するための手引き書を作成し、教育方法の充実・改善にあたることを推進します。
- 研修会、懇談会、連携事業を通じて、幼稚園・保育所・小学校が相互の教育内容や方法について協議、理解を深め、接続を意識したカリキュラムを作成、実施、改善・発展につなげます。
- 幼稚園・保育所・小学校の教員、保育士の交流・連携において、ICTやオンライン等の効果的な活用を検討し、より参加しやすい情報共有や意見交換の機会を提供していきます。

【幼保小連携の段階表（例）】

段階		幼稚園・保育所	小学校	教育委員会
1	情報交換	保育公開の案内 小学校との情報交換	授業公開の案内 幼稚園・保育所との情報交換	幼保小連携の啓発 連携に必要な情報提供 連絡会、懇談会
2	交流段階	生活科授業への参加 学校行事への参加 教員・保育士の小学校見学 <u>各取組についての小学校との事前打合せ、振返り</u>	生活科授業交流 学校行事への招待 教員の幼稚園・保育所見学 <u>各取組についての幼稚園・保育所との事前打合せ、振返り</u>	幼保小連携研修 幼児教育研修会 <u>連携事業実施にかかる経費補助</u>
3	互惠性による連携	小学校教員との連携指導 教育・保育課程、指導計画への位置付け	幼稚園教員・保育士との連携指導 教育課程、指導計画への位置付け	<u>架け橋期カリキュラム作成、実施の手引き書の作成</u> <u>架け橋期カリキュラムの作成、実施の支援</u>
		<u>公開保育・授業を通し、相互の教育の内容や方法に関する協議、理解の深化</u>		
4	<u>架け橋期カリキュラムの編成、実施、改善・発展サイクルの定着</u>	<u>幼稚園教員・保育士、小学校教員との連携、協働による接続を意識したカリキュラムの作成、実施、改善・発展</u>		<u>継続的な取組の支援</u>

※下線は、今回新たに加えた箇所です。

2 家庭教育支援の充実

子どもたちが健やかに成長していく過程で、基本的な生活習慣や人間性・社会性・考え方などは家庭生活の中で育まれます。

子どもたちの健全育成を進めるために、幼稚園・保育所・小学校、地域社会や関係機関と協力しながら家庭を支援し、家庭の教育力の向上や保護者の子育てに関する悩みの軽減につながるような取組を拡げていきます。

- 日常的に保護者と接している現場と連携しながら家庭への支援の充実を図り、保護者が抱えている子育てに関する悩みの軽減や、家庭の教育力の向上につなげます。
- 幼稚園・保育所の保護者会等で、子どもの生活の様子の写真や動画を用いて、幼児期の育ちと学びの重要性と小学校との接続についての情報提供や、小学校長による5歳児の保護者向け講話を実施します。